

平成18年7月28日

各 位

会社名 株式会社ア ト ム
代表者名 代表取締役社長 植田 剛史
(コード番号 7412 東証・名証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 野原 滋公
(連絡先電話番号 052-249-5225)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年8月30日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、本定款変更は、本日別途公表致しました「吸収合併契約書締結に関するお知らせ」記載の株式会社がんこ炎(以下、「がんこ炎」という)との合併について効力発生することが条件となります。

記

1. 定款変更の目的

本日別途公表の「吸収合併契約締結に関するお知らせ」に記載致しました株式会社がんこ炎との合併に際しての所要の定款変更として、定款第2条(目的)において、がんこ炎の定款上の目的を網羅するべく、目的事項を追加致します。

また、単元未満株主様の権利の拡大を目的として、当社株式の単元未満株主様が「その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる権利」を有するものと致します。

なお、上記変更に伴い、他の条項に関しましても、条文番号等所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

別紙の定款変更案をご参照下さい。

3. 日程

平成18年7月28日	取締役会決議
平成18年8月30日	臨時株主総会

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	定款変更案
<p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農産物の生産、加工および販売2. 畜産保存食料品、水産保存食料品の製造、加工および販売3. 飲食店、結婚式場およびホテルの経営4. 梱包用材料、包装用品の製造および販売5. 不動産の売買、賃貸およびその仲介ならびに管理 <p>(新設)</p> <p>6. 飲食店業の経営ノウハウ、技術ノウハウの提供および指導</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. 土木、建築の設計、施工および管理</p> <p>8. 損害保険代理業務</p> <p>9. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>10. 生命保険契約の締結の代理</p> <p>11. 食品、木炭、家具、食器、繊維雑、日用品雑貨、衣料品、煙草、酒類、玩具、厨房器具、什器備品の輸出入業務および販売</p> <p>12. 調味料、菓子類、乳製品、冷凍食料品の製造および販売</p> <p>13. 会社運営上必要な事業に対する投資</p> <p>14. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>	<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農産物の生産、加工および販売2. 畜産保存食料品、水産保存食料品の製造、加工および販売3. 飲食店、結婚式場およびホテルの経営4. 梱包用材料、包装用品の製造および販売5. 不動産の売買、賃貸、<u>運用</u>およびその仲介ならびに管理6. <u>有価証券の保有、運用</u>7. 飲食店業の経営ノウハウ、技術ノウハウの提供および指導8. <u>飲食業フランチャイズ加盟店の募集及び指導育成</u>9. <u>カラオケハウスの経営</u>10. 土木、建築の設計、施工および管理11. 損害保険代理業務12. 生命保険の募集に関する業務13. 生命保険契約の締結の代理14. 食品、木炭、家具、食器、繊維雑、日用品雑貨、衣料品、煙草、酒類、玩具、厨房器具、什器備品の輸出入業務および販売15. 調味料、菓子類、乳製品、冷凍食料品の製造および販売16. 会社運営上必要な事業に対する投資17. 前各号に付帯または関連する一切の事業
<p>第3条 (省略)</p>	<p>第3条 (現行のとおり)</p>
<p>第9条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利	<p>第9条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利<u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選出する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第12条 当社が発行する株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りの取扱、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(優先配当金) 第12条の2 当社は、第43条に定める剰余金の配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、優先配当金という。）を支払う。 優先配当金=200円×2%</p> <p>② 会社は、第43条に定める金銭の分配を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当す</p>	<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第11条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという。）を当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選出する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し</u>、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当社が発行する株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取り・買増し</u>の取扱、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(優先配当金) 第13条の2 当社は、第44条に定める剰余金の配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、優先配当金という。）を支払う。 優先配当金=200円×2%</p> <p>② 会社は、第44条に定める金銭の分配を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当す</p>

現行定款	定款変更案
<p>る額の金銭（以下、優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p>③（省略）</p> <p>第12条の3 （省略）</p> <p>第12条の10</p> <p>（優先配当金の除斥期間）</p> <p>第12条の11 第44条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第13条 （省略）</p> <p>第18条</p> <p>（種類株主総会）</p> <p>第18条の2 第15条及び第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第19条 （省略）</p> <p>第44条</p>	<p>る額の金銭（以下、優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p>③（省略）</p> <p>第13条の3 （現行のとおり）</p> <p>第13条の10</p> <p>（優先配当金の除斥期間）</p> <p>第13条の11 第45条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第14条 （現行のとおり）</p> <p>第19条</p> <p>（種類株主総会）</p> <p>第19条の2 第16条及び第19条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第20条 （現行のとおり）</p> <p>第45条</p>